

江東区介護予防・日常生活支援総合事業サービスA 基準の改正について

適用日：令和3年4月1日

1 区独自の基準（緩和した基準）の改正

(1) 介護予防型訪問

改正の概要

類型	改定前	改定後
介護 一体型	<u>訪問介護員(従事者)の員数</u> 常勤換算 2.5 人以上に加えて、 <u>サービスAの提供にあたる従事者を1人以上</u> (合計 3.5 人以上)	<u>訪問介護員(従事者)の員数</u> 常勤換算 2.5 人以上に加えて、 <u>サービスAの提供にあたる従事者を必要数</u> (合計 2.5 人以上+必要数)

(2) 介護予防型通所

改正の概要

類型	改定前	改定後
単独型	<u>管理者の資格要件</u> 「東京都介護予防運動指導員養成事業の受講対象者」、 かつ、「区独自研修修了者」	<u>管理者の資格要件</u> 次の①、②のいずれかを満たす者 ①「東京都介護予防運動指導員養成事業の受講対象者」、 かつ、「区独自研修修了者」  ②「東京都介護予防運動指導員養成事業の受講対象者」、 <u>かつ、「通所介護事業所等※1 において介護に関する実務経験※2 を通算で1年以上(勤務日数 180 日以上) 有する者」</u> (新設)

※1 「通所介護事業所等」とは以下をいう。

- ・通所介護事業所
- ・通所リハビリテーション事業所
- ・短期入所生活介護事業所

- ・短期入所療養介護事業所
- ・特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く）の特定施設
- ・地域密着型通所介護事業所
- ・認知症対応型通所介護事業所
- ・小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに係る実務経験は除く）
- ・認知症対応型共同生活介護事業所
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護（地域密着型特定施設）
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院
- ・介護予防・日常生活支援総合事業所（通所型サービス）

※2 「介護に関する実務経験」

利用者の処遇に直接関わる職種として勤務した経験をいう。

## 2 国基準相当（従前相当サービス）の基準の改正

「介護保険法施行規則第140条63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第71号）」の改正内容に準じた改正。